

Press Release

R7.8.5
愛媛県保健福祉課
(内線 2383)

災害時に福祉避難所等で要配慮者の支援を行う福祉専門職の 募集について

県では、災害時に市町が開設する福祉避難所等で要配慮者を支援するため、「災害時福祉人材マッチング制度」に事前にご登録いただく現役の福祉専門職の方、福祉専門職の離職者・OBの方を募集しております。

※今回募集する求人リストの登録申し込みは、令和7年9月26日（金）までとしておりますが、同日以降も引き続いて申し込みを受け付けます。（詳細は別紙募集チラシをご覧ください。）

【災害時福祉人材マッチング制度とは？】

災害時に福祉避難所等において、要配慮者に対する日常生活支援や心のケア等を行う福祉専門職を各市町において事前に登録する制度です。現役の福祉専門職を対象にした「災害時福祉人材」と、離職者・OBを対象にした「災害時福祉ボランティア人材」の2つの制度からなります。

【問い合わせ先】

愛媛県保健福祉課企画係 089-912-2383

災害時に福祉避難所等で要配慮者の支援を行う福祉専門職を募集します！

愛媛県では、災害時に福祉避難所等で要配慮者を支援するため、「**災害時福祉人材マッチング制度**」を実施しています。

当制度にご登録いただける**福祉専門職の方**、**福祉専門職の離職者・OBの方**を募集しますので、ぜひお申し込みください！

災害時福祉人材マッチング制度とは？

災害時に福祉避難所等において、要配慮者に対する日常生活支援や心のケア等を行う福祉専門職を各市町において事前に登録する制度です。①現役の福祉専門職を対象にした「災害時福祉人材」と、②離職者・OBを対象にした「災害時福祉ボランティア人材」の2つの制度があります。

○活動内容

【災害時】

- ・要配慮者からの相談対応、心のケア
- ・要配慮者の状況の確認、要望（ニーズ）の把握
- ・要配慮者への日常生活支援（移動支援、食事介助、排泄介助、入浴介助、手話通訳、要約筆記、音訳、点訳 等）

など

【平常時】

- ・マッチング人材養成研修、地域の防災訓練等への参加 など

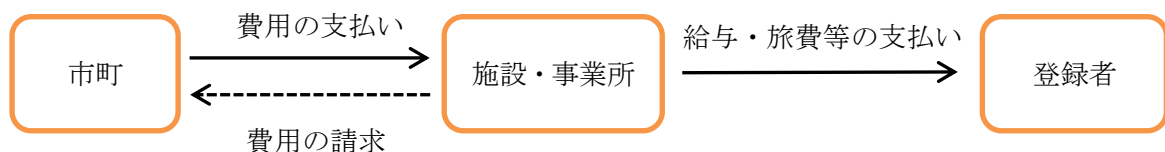
○活動期間

災害時における活動期間は、無理のない期間を各市町と相談して決定してもらいます。

○活動経費

1 現役の福祉専門職の方

- ・災害時に活動した場合、所属の施設、事業所等の規定に基づき賃金等が支払われます。
- ・当制度により活動した経費は、人件費、旅費、宿泊費の実費とし、所属する施設、事業所等が各市町へ請求をします。（費用支弁対象については別途市町との協議によります。）



2 離職者・OBの方

- ・無償（ボランティアでの活動をお願いしております。）



お申込みの流れ

1 現役の福祉専門職の方

- ①県ホームページ等で各市町の求人リストをご覧ください、応募したい求人を確認します。
- ②登録申込書に必要事項を記入・押印します。
- ③所属している法人又は施設・事業所等に、マッチング制度に登録したい旨
ご相談いただき、所属から承認をいただきます。
- ④登録申込書を希望者本人、若しくは所属している法人又は施設・事業所等が、所属している団体（県 HP に掲載している愛媛県災害時福祉支援地域
連携協議会の構成団体）に提出します。
- ⑤市町から登録決定の連絡がありましたら登録完了です。その後は活動内容を市町と協議のうえ、訓練や研修への参加等具体的な活動を行っていただくことになります。

2 離職者・OBの方

- ①県ホームページ等で各市町の求人リストをご覧ください、応募したい求人を確認します。
- ②登録申込書に必要事項を記入し、押印します。
- ③登録申込書を直接市町に提出します。
- ④市町から登録決定の連絡がありましたら登録完了です。その後は活動内容を市町と協議のうえ、訓練や研修への参加等具体的な活動を行っていただくことになります。

※各市町によって具体的な活動内容や活動期間等は異なります。詳細については、県ホームページや求人リストに連絡先が記載されている、各市町の担当課までお問い合わせをお願いします。

【県ホームページ】

<https://www.pref.ehime.jp/page/14913.html>

お問い合わせ先

【制度全般について】

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課

TEL 089-912-2383 FAX 089-921-8004

【求人リストの内容について】

各市町担当課（連絡先については県HPをご確認ください。）

